

2016年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社アコーディア・ゴルフ  
代表者名 代表取締役社長 田代 祐子  
(コード番号:2131 東証1部)  
問合せ先 取締役執行役員 丹羽 文彦  
電話 (03)6688-1500(代表)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付で、当社取締役会において、平成29年2月下旬に臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会を開催する場合に備え、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成29年1月26日(木)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

- 1) 公告日 平成29年1月11日(水)
- 2) 基準日 平成29年1月26日(木)(以下「本基準日」といいます。)
- 3) 公告方法 電子公告

(当社WEBサイト <http://www.accordiagolf.co.jp/info/ea/> に掲載いたします。)

#### 2. 本株主総会の開催予定日および付議議案について

平成28年11月29日付当社プレスリリース「株式会社MBKP Resortによる当社株券に対する公開買付けの実施および応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社MBKP Resort(以下「公開買付者」といいます。)が平成28年11月29日に公表した当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立した場合には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。)第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、公開買付者が当社普通株式の全てを取得するための手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)として、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、当社の普通株主(当社および公開買付者を除きます。)全員に対し、その所有する当社普通株式の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)することを予定しており、他方、②本公開買付けの成立後、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、当社普通株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと

および本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを当社に要請(以下「本要請」といいます。)する予定であるとのことです。当社は、公開買付者より本要請を受けた場合には、本株主総会において、本株式併合および本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

この度、当社は、上記②に記載の場合には本要請がなされることから、本株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本株主総会を招集・開催する場合には、その開催日および開催場所ならびに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けにより公開買付者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を取得し、公開買付者が、本完全子会社化手続として本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以上

【本件に関するお問合せ先】(平日 9:00~17:00)  
株式会社アコーディア・ゴルフ  
IR部 野瀬  
電話 :03-6688-1500(音声ガイダンス)  
E-mail: [ir@accordiagolf.com](mailto:ir@accordiagolf.com)